

Title	Magna Cartaをめぐる二・三の問題(続・三の上)
Sub Title	The transformation of English feudalism in the early thirteenth century (V)
Author	森岡, 敬一郎(Morioka, Keiichiro)
Publisher	三田史学会
Publication year	1971
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.43, No.4 (1971. 5) ,p.1(521)- 38(558)
JaLC DOI	
Abstract	Magna Cartaに関して、いくつかの側面から考究を加えて来たが、更にここにこれまで取上げなかった点である—二一五年ラニミードでの制定以後の経緯について、Magna Cartaの若干の条項を中心に考察を加え、一三世紀のイングランド政治社会の変遷の一面に対する私見を述べて見たい。
Notes	
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19710500-0001">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19710500-0001</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## Magna Carta をめぐる

### 一・二・三の問題（続・三の上）

森岡敬一郎

Magna Carta に関して、いくつかの側面から考究を加えて来たが、更にここにこれまで取上げなかった点である一二一五年ラニミードでの制定以後の経緯について、Magna Carta の若干の条項を中心に考察を加え、一三世紀のイングランド政治社会の変遷の一面に対する私見を述べて見たい。

—

Magna Carta が後世に残るイングランド国制史上の基本的文書となったについては、一二一五年六月十九日、Magna Carta を国王ジョンが承認して以後の経過を顧みる必要がある。即ち、ジョンは、Magna Carta を承認する一方、Richard de Marais をローマに派遣し、ローマ教皇インノケンティウス三世に、働きかけて自己の主張を認めさせるように策動せしめた<sup>(1)</sup>。この結果、教皇は、Magna Carta の全面的取消し、当時の Canterbury 大司教であり、Magna Carta の成立に際して諸侯側に立って力のあった Stephen Langton のカンタベリ大司教位よりの追放、バロン側の全支持者の破門を定めて国王の立場を擁護した。ここに、国王に反抗するバロン側は、フランスに援助を求め、一二一六年

には、王太子ルウイ(後の聖ルウイ王)は、部隊を率いてイングランドに入り、六月二日にロンドンに入城し、叛徒は、ルウイを、ジョンに代って封主<sup>||</sup>国王として認め、彼は、「国土の法」と慣習の遵守を約束すると共に、恐らく Magna Carta の確認を行ったものと思われる。この内戦の間に。一二一六年一〇月一九日、ジョン王は急死し、九日後に、ジョン王子ヘンリー三世が、William Marshal と教皇特使 Gualo の支持によってグロスタで戴冠せられ、十一月一日には William Marshal は、rector regis et regni となり、幼主ヘンリー三世(当時九才)は、ウインチェスタの司教 Peter des Roches に託された。内戦を終結せしめて事態の拾収を図ろうとして、William Marshal 及び Gualo 等は、一二一六年十一月二日、ヘンリーの名に於いて Magna Carta を公布し、彼等二人が副署を行った。<sup>(2)</sup>これは、国王・バロン派二派に分れて戦われている内戦終結のため、諸勢力の妥協点を Magna Carta の諸条項の内に見出し、自ら新国王の政策の基調をこれによって公に示すことによつて、新国王の支持者を増して内戦を終結せしめるために他ならない。この Magna Carta の再公布が、一二一五年当時とは逆に、王党派と教皇特使によつて推進され、また、インノケンティウス三世の後をついだ新教皇ホノリウス三世も支持したことは注目<sup>(3)</sup>に価する。しかし、この一二一六年の再公布に当つては、当然のことながら、王権への不当の制限と考えられる諸条項は削除もしくは修正された。

その後、国王の支持にまわる諸侯は増加し一二一七年九月までには、ルウイもヘンリーと和睦して、Treaty of Lambeth が締結せられた。Roger of Wendover は、国王・バロン両派の平和の諸条項を記した後に、「イングランド国王は、教皇特使及び Marshal と共に、福音書にかけて、イングランドのバロン並に他の全ての人々に、以前に要求され、ジョン王とバロン達との間に紛争の起るもとなつた全ての「諸自由」(Liberitates)と共に、全ての彼等の諸権利と相続財産とを恢復することを誓つた<sup>(3)</sup>」と記している。そしてこの約束に基き、一二一七年一月六日に、更に修正された Magna Carta が公布された。<sup>(4)</sup>

一二一八年春、亡命中であった Stephen Langton は帰国し、また Gualo もイタリヤに帰り、代って新たに Pandulf が教皇特使となった。彼は、その後 William Marshal の死後（一二一九年）、*rector regis et regni* となり、司教 Peter des Roches と Justiciar, Hubert de Burgh がこれを授け、無秩序状態の克服と法と平和の再建に努めた。対外的にも、ウェイルズ、スコットランド、アイルランドとの平和が締結され、又、ガスコーニュの平定も行われた。一二一七年から一二二三年に至る時期には、政府側に約束違反や Magna Carta 無視の事実はなく、謂わば大諸侯の利害を充分に体得する有能な側近（特に William Marshal, Hubert de Burgh）の適切な統治によって、諸侯勢力と王権との間の関係が良好であった時期であったと言えよう。一二二〇年五月一七日、ヘンリー三世は教皇ホノリウス三世の示唆により、ウェストミンスターに於いて、伝統の形式に従って再び戴冠し、一二二三年四月一三日、教皇は、一二二八年一〇月一日を以ってヘンリー三世が成年に達することを宣言した。やがて再度 Magna Carta 再公布の要求が起った。これは、一つには、ヘンリー三世が成年に近づいたため、改めて国王自らの署名による Magna Carta が再公布される必要が感ぜられたことと並んで、次の如き経緯も存した。即ち、財政的必要から、政府は、不当に臣民の手中に陥った城塞、王領地、没収財産等の国王の手中への奪還を考え、一二二三年一月、内乱勃発以前にジョン王が享有していた諸権利を調査するための宣誓審問を組織する Writ を発した。これをジョン王時代の「悪しき慣行」の再現と考えてバロン層の一部は非常な不満をもち、政府がかかる意志のないことを公式に表明しても不満は収まらず、一二二四年一月、クリスマス集會に於いて、国王が臣民の諸権利の尊重を確認することを求めた。この時は単に国王の約束を得たのみであったが、同年末に、国王が全ての動産に対する十五分の一税を要求した時、遂にバロン側は国王に Magna Carta の再確認を要求して、その目的を遂げ、翌一二二五年二月一日、ヘンリー三世は、国王自身の確認する Magna Carta を「御料地令」と共に公布し、Stephen Langton は、この Magna Carta の諸条項に違反する者に「破門」を以って罰することを宣した。

この一二二五年の Magna Carta は、極めて軽微な修正を除き、その後機会ある毎に「再確認」せられる際の正文となり、現在 The Statutes of the Realm に収められているものもこれである。言わば、Magna Carta の最終的なものと言えよう。Magna Carta は、一二二六年、一二二七年、一二二五年と、ヘンリー三世の治世に三度再公布されているが、それが全て国王側から行われていることは注目に価する。その内一二二六年の Magna Carta は、緊迫した事態に対処する必要から発布されたものであって、可成り「仮りの」一時的なものとしての性格が強い。これに比して一二二七年の Magna Carta は、内容に於いて推敲を加え、よりよく整えられ、かつ、国王と臣民、特にバロン層との利害の衝突する分野である国王の「御料林」に関する規定を Magna Carta より除き、更に整備してこれらを「御料林令」としていること、一二二六年の Magna Carta よりも統治・行政にかかわる諸条項が内容豊かとなると共に、大諸侯の利害を彼等の下屬封臣より守る配慮が見られる点が注目されるべきであろう。これらに対して一二二五年の Magna Carta は、用語、表現に於いて一層の精緻さが加わると共に、それが、諸侯その他の圧力によって戦いとられたものではなく、国王自身の自発的意志によって臣民に与えられたものたることを明示する、spontanea et bona voluntate nostra, dedimus et concessimus (朕の自発的なる善意によって朕は与える)との句を含み、Magna Carta に反する全ての政策と立法とが無効であることを宣言して Magna Carta の拘束力を強調している点が注目されよう。<sup>(5)</sup>即ち、一方では、Magna Carta の拘束力を強めつつも、それがあくまでも国王の自由意志による立法であることを明らかにしているのであって、Stubbs の言うように、後の国王の多くの立法の基点をなすものでもあり、また、国王の立法権と立法の拘束力の主張ともなっている一面をもつに至った。更に発布に至る現実の歴史的経過を見るに、一二二五年には、バロン側は、Magna Carta の再公布と引換に十五分の一税に同意を与えている。これは、この後ヘンリー三世、エドワード一世の治世を通じて、しばしば見られる<sup>(6)</sup>課税要求に対して、臣民が Magna Carta の確認を求め、国王による Magna Carta

の確認と引換えに課税要求に同意するという一つのパターンの先駆的な現われである。

以上、一二二五年の Magna Carta の成立までの大体の経過を記した。しかし、ヘンリー三世及び次のエドワード一世の治世を通じて、しばしば Magna Carta が再確認せられている。即ち、少くとも公式には、ヘンリー三世の治世には五回、エドワード一世の治世には二回の再確認が行われ、これに加えて数回の非公式の確認もしくは遵守の約束がなされている。これは、王権の拡大と経済の進展とによって、財政規模の増大を招いたために、国王が封建的王権の財政の理想である「国王は自ら賄う」原則、即ち、王領地の収入、裁判収入その他に加えて、(一二二五年の Magna Carta の規定する範囲での)「御用金」、「相続料」、「結婚同意料」、「軍役代納金」等の収入にのみ依存し得ず、所謂「臨時御用金」と称する動産課税を徴収する必要が増大していたこと、更に、ヘンリー三世治下には、度々の外征のために財政的逼迫が生じ、このために上記の「臨時御用金」の徴収の必要が倍化され、これを行うために、国内諸侯よりも外来の寵臣を側近に登用しあるいは地方官に任命し、彼等を通じて恣意的な統治を行ったことに一因がある。

註

- (1) ローマ教会とジョン王との関係については、イングランド教会の複雑な動向ともからんでいて、困難な問題が多い。他日別稿に於いて私見を纏めて見たいので今回は記述を最少限にとどめて詳細な検討は全て割愛する。
- (2) この時には、ジョン王の一二二五年の Magna Carta のなかで問題の多いと思われる諸条項を除き取敢えず承認した。後に本格的討議の行える時点で最終的な公布を約している。
- (3) 一月に Bristol に開催せられた Great Council では、四人のアールしか出席しなかったが、一人の司教が出席し、

また西部諸州並に Marcher Lords が多数出席した。このことに見られるように、ヘンリーを擁立しその手段として Magna Carta の再公布を行うとの政策に当時の教会の支持は顕著である。

(3) Wendover, Flores Historiarum, p. 402-3.

(4) 一二二五年の Magna Carta は、「御料地」関係の諸条項が独立して Charter of Forest となったこと、「王位」の尊厳もしくは王権の行使に不当な制約を加えると考えられる諸条項を削除しているために、一二二五年の六三ヶ条から三七ヶ条に減じている。この内七ヶ条(第二条、第四条、第六条、第八

条、第一〇条、第一一条、第一五条、第一七条、第二二条、第二三条、第二四条、第二五条、第二六条、第二七条、第三四条) は、一二一五年の Magna Carta と同一の内容であり、九ヶ条(第一一条、第八条、第九条、第一四条、第二〇条、第二八条、第二九条、第三〇条、第三四条) は若干の修正を含むか、一二一五年の条項を統合したもの。七ヶ条(第三条、第五条、第七一条、第十二条、第十九条、第二一条、第三一条) は増補を含む。三ヶ条(第三二条、土地譲与による封の毀損の禁止、第三六条) 宗教団体への封の移譲の制限、第三五条= Sheriff's Tourn 及び View of Frankpledge に(この規定) は全くの新設。二ヶ条(第一三条、第一六条) はジョン王の Magna Carta にある事柄についての新规定(第一三条= Petty Assize. 第一六条= 河川の堤防工事について)。

また、社会的階層別に関係のある条項を表示すれば、

- (f) アールとバロン、(第二、三、四、五、六、七、一〇、一八、一九、二四、二九、三二、三七条の各項の全部と、第一四、二二条の一部。及び(二)の諸条項)。
- (g) ナイト(第一四、二二条の一部を除く、前掲の諸条項と、第二〇条。及び(二)の諸条項)。
- (h) 自由人、(第一四、二四、二九条)。
- (i) Villein 以上の全ての人々(第八、一一、一二、一三、一四、一五、一六、一七、一九、二二、二三、二六、二七、二八、二九、三三、三四、三五、三六、三七(の第二項)の各

条)。

(f) 都市民並に商人(第九、一四、二三、三〇の各条)。  
 (g) Villein (第一四条)。

(h) 聖職者(第一、一四、二二、三六、三七条。但し、世俗の領地をもつかぎりでは、(i)の諸条項)。

(以上 F. Thompson, The First Century of Magna Carta (New York, 1925) p. 9-11 を参照)。

(5) Stubbs は、この句の意味を、後の国王に立法権を確保する意図を示すものとして(Const. Hist., vol. II, p.) が、他の学者 (Thompson, Holt) は Magna Carta が国王の権限の自発的制限であると述べている。

(9) Magna Carta の引用された例  
 年引用された条項 事由

1220	37	Complaint by Archbishop of Dublin
1221	12	Individual appeal
1226	35	Appeal to king against sheriff
1231	35	Appeal against sheriff
1234	35	Amplified in king's council
	37	Applied to new provision
	37	Upheld by king
1236	11	Individual appeal
	24	Protest among barons in council
1237	11	Individual appeal

1252	9	Reference by chronicler (vague)		31	Individual appeal
	5	Complaint by chronicler	(1275-85)	19	King's reply to articles of the clergy
1253	14	Order to sheriff enforcing provision	1279	13	Recognized in king's orders
	23	Complaint and action by Londoners		34	Individual appeal
1254	14	Violation corrected by king for St. Albans		4	Statute of Gloucester
	37	Order for observance	1283	16	Complaint by the men of York
(1250-58)	2, 24, 26	Bracton's <i>De Legibus Angliae</i>	1284	33	Complaint by archbishop
1257	5	Complaint. articles in convocation	1285	11	Complaint in petition of archbishop and clergy
	18	Complaint, articles in convocation		26	Statute of Westminster II
1258	31	Provisions of Oxford	1290	14	Accusation of violation in trial of judges
	32	Individual appeal		12	Individual appeal (two cases)
	5	Complaint in articles of Merton convocation		34	Individual appeal
1259	35	Provisions of Westminster		11	Individual appeal
1265	9	Complaint by chronicler		7	Individual appeal
1266	4	Dictum of Kenilworth	1292	24	Individual appeal
1267	35	Statute of Marlborough	1298	11	Order of justices
1269	35	Appeal to king from county of Northumberland	1299	19	Grievances of clergy
			1300	9, 11	<i>Articuli super cartas</i>
1272	13	Recognized in king's orders, (two instances)	1302	23	Complaint of Londoners; royal investigation
	8	Recognized in private grant from king		24	Individual appeal
1275	4, 5	Statute of Westminster I	1306	27	Individual appeal
1276	34	Upheld by the sheriff			(Thomson, <i>The First Century of Magna Carta</i> , p. 66-67)



## 二

既に述べたように Magna Carta は、一二一五年に発布せられてから後、一二一六年、一二一七年、一二一五年に修正、再公布され、そのいづれもが国王側の人々によって行われた。諸侯勢力による王権への過度の抑圧が、これらの再制定に当って削除せられたことは、けだし当然と言わなければならない。一二一五年の Magna Carta の諸条項中、最も徹底した王権抑圧の内容をもつ条項は、

「その上、朕は、神のため、朕の国土の改革のため、朕と朕のバロン達の間起つた争のよりよい解決のため、全て上述のことを行つたのであるから、また、朕がこれらのことごとが充分にまた乱されることなく享受されることを望むが故に、朕は次の如き補償を彼等に認めかつ与える。即ち、バロン達は彼等が望むこの国土のいかなるバロンたると二五人を選び、これらの人々は全力をつくして、朕が本証書によって彼等に与え確認した平和と諸自由とを遵守し、維持し、また、遵守せしめるようにすべきこと。それで、もし、朕あるいは朕の Justiciar あるいは Bailiff あるいは朕の従者の何人かがある方法で何人かに害を与えるか、あるいは、平和と安寧の諸条項に違反する場合には、そして、この違反が上述の二五人のバロン中の四人に通告せられれば、上記の四人のバロンは朕のもとか、もし朕が玉国のそこにある場合には朕の Justiciar に来たり、それを朕に報知し、朕が遅滞なくそれを救済せしめるよう求めるべきであること。また、朕か、朕が王国のそこにあるとすれば、朕の Justiciar が、朕あるいは朕の Justiciar に報知せられてから四〇日以内にこの損害を救済しない場合には、上記の四人のバロンは当件を二五人のバロンの残余のものに通告し、二五人のバロンは、全土の共同体と共に、彼等がなし得るいかなる方法にでもよつて、即ち城、土地、所持物を差押えることにより、朕、王妃、朕の子の身柄の安全をまもるかぎり、あるいは彼等のなしうる他の方法によつて、差押え、彼等の判断によつて補償がなされたと考えられるまで朕に拘束を加えるべきこと、また、それが救済せられた時には、彼等は、彼等が以前になしたごとく朕に従うべきものたること。またこの国の何人も望むものは、全て上述の事柄の遂行に於いて上記の二五人のバロンの命令に服し、能力の限り朕を拘束することに協力するべき誓を立てて差つかえないこと、また、朕は、公然かつ自由に、望む何人にも、この誓をたてることを許し、また何人にもこの誓を立てることを許し、また何人にもこの誓を立てることを決して禁じないであろう。更に朕は、自らまた彼等の自由意志によつ

て朕を拘束するべく二五人に誓をたてることを望まないこの国の何人にも上述の如き誓を立てるべく強制するであろう。また、もし二五人のバロンが死亡するか国を去るか、あるいは他のことのためにこれらの上述の諸義務の遂行を阻げられる場合には、上述のバロンの残余のものは、彼等自身の決定によってかの人の代りとして別のものを択び、その人は他のバロン達と同じように誓を立てるべきものとする。その遂行がこれらの二五人のバロンに記されている全ての事柄に於いて、二五人が出席しなならかのことについて互の間で意見を異にすることが偶々おこるか、あるいは、召集された彼等のうちの何人かが来る意志がないかあるいは来ることの出来ない場合には、出席した人々の多数が定めあるいは命じたことはなにごとたりとも、二五人全員が同意したかの如くに定められ決定されたものと看做されるべきこと。また、上述の二五人は彼等が全て上述のことを忠実に遵守し、それらの遵守を確実にしめるために全力をつくすことを誓約すべきものとする。また、朕は、そのためにこれらの諸譲与や諸自由のいずれもが拒否あるいは減少せられることのないように、自らもまた他人を介しても、何人からも何物も受けとらないであろうし、また、もしかかることが行われたとすれば、それは無効であり、また朕は朕自らもまた他人を介してもそれを行使しないであろう。」

とある著名な第六十一条である。<sup>(1)</sup>即ちこれは、国王に Magna Carta に違反ある場合に、王権の行使を二十五人のバロンの委員会の統制下に置くことを規定するものであって、国政運営を直接的に諸侯の手に握ることを企図するものであった。本条項が、一二一六年、一二一七年、一二二五年の条項に於いて省略せられたことは、これまで述べた所から当然とせられるのであろう。しかし問題はこれを以って終ったのではなかった。

前節に既に若干触れておいたように、ヘンリー三世がやがて親政を行うに至ると、当時の封建王制に内在する、王権の拡大と諸侯の既得権との衝突は避け得なくなった。即ち、自ら大諸侯であり、諸侯の利害を充分に考慮して統治を行った William Marshal が死亡し Hubert de Burgh が失脚した後、やや夢想的で王権の強化を目的とした国王の親政と共にこの内在的な対抗関係は顕在化せざるを得なかった。そしてこの衝突から生じた危機に於いて二度諸侯による国王行政の掌握の企てが考えられ、一度は実行せられた。そしてこの二度の計画に於いて共にその核心をなすものはジョン王の Magna Carta 第六十一条に見られる Baronial Council による行政の直接把握であった。そしてこの二つの計画とは、一

は、一二三四年の Paper Constitution であり、他の一つは Simon de Montfort を中心として一二五八年―六七年に実行された改革であった。この内、後者については、既に「史学」二七卷四号に於いて若干触れたので、ここには、所謂 Paper Constitution について少しく述べて置きたい。<sup>(2)</sup>

ヘンリー三世と諸侯との衝突が公然たる形で起った最初のものは、一二三三―三四年の危機であった。Hubert des Burgh の失脚後、国政の中枢を握ったのは Peter des Roches, Peter Rivaux 等の外国出身の国王の寵臣であった。彼等の統治は、ある意味では Hubert des Burgh のよりも、はるかに効果的で、王権の行使がそれだけ露骨となり、かつまた、諸侯の意向から独立したことは否定出来ない。Tout が彼をヘンリー八世治下の Thomas Cromwell に比しているのは、正鵠を得ていると言ふべきであろう。<sup>(3)</sup> こうした国王の政策に対する反対の中心となったのは、かつて国王の幼少時代に rector regis et regni としてイングランドの危機を救い、ヘンリー三世の統治を全からしめるに力があった William Marshal の子、Richard Marshal であったことは、ヘンリー三世が、国王の個人的影響に服することの少く Exchequer, Chancery から財政、行政上の諸権力を、彼の個人的支配によって動かし易い Wardrobe, Chamber, Treasury of Household に移し、一方では、私的な顧問を集めて Ministerial な Council を組織することにあつたために、国政に発言の機会が減じた旧来の名門貴族の間から反対の運動が起つたことを示している。更に、国王の命令によつて Richard がアイルランドに於いて暗殺せられると、国王と反対派との衝突は更に激化した。諸侯側が、国王の暗殺命令書を国王に呈示して追求した時、国王は、「Council の決定した所のものを、内容を知らずに署名した<sup>(4)</sup>」と答えた<sup>(5)</sup>と伝えられているが、ここに、国家の意志の決定が国王の私的側近を中心に運営せられていた事態を誠によく示すものと言えるし、かかる体制をとつたことに対してカンタベリ大司教が negotia regni omnia を軽視したとして非難しているのは当然と言える。<sup>(5)</sup> この危機は、国王の個人的支配確立の方向と、Magna Carta に内包されている、「協議と同意の

体制」との衝突であった。諸侯側は、しかし、この時、彼等の信頼しない国王顧問を罷免し彼等の信頼する顧問と交替せしめているが、その内には、バロンも司教もなかった。その後も危機があったが、ここに見られる国王・バロンの対立の基本的性格には変ることがない。バロン側の主張を明確に示しているのが、所謂 Paper Contitution である。

この Paper Constition なる文書は、Mathew of Paris の Chronica Majora, IV. の一二四四年の項に記されている次の如き改革案である。その全文は、

「貴顕達は、国王の同意を以って、爾今、彼等の国に於いて、以下のことが遵守されるべきことを定めた (providebant)。  
他の機会に買われ、与えられ、封主たる国王の証書によって確認せられた諸「自由」に関しては、それらは爾今遵守せられるべきこと。当該の問題をよりよく安定させるために、上記の諸点を特に記した新しい証書を作成しよう。知っていても知っていなくても、封主たる国王によって譲与せられた諸「自由」に反対しあるいは妨げようとし、そのためにこれらの「自由」が充分に遵守されなくなるようにした人々を、全ての高位聖職者によって崇重に破門せしめよう。そして、最後の(最近の)譲与以後、彼等の諸「特権」(Franchises) (即ち諸「自由」)を侵害された人を旧の状態に恢復しよう。

以前の機会に約束されたことが、誓約が実行されたにかかわらず誓約によっても実現されず、聖なるエドモンドの述べた言葉に対する恐れによっても実現されなかったから、同じ事態の再現の危険が後に起り、後の状況が初よりもっと悪くならないように、全国土の最も慎重な人々の間から、力と地位をもつ四人の人々を、共通の同意によって択ぼう。これらの人々は、国王の顧問会をつくり、封主たる国王と国土の諸問題に関して忠実に取扱い諸個人を区別することなく全てに公正を与えることを誓わなければならない。これら四人は国王に随伴しなければならない。そして、各人の不満を聴聞し害を蒙っている人々に速かに救済を与え得るように、彼等の全部ではなくても、少くも二人は常に居わせなければならない。国王の Treasury は、彼等の監視と知見によって運営されるべきである。全ての人々によって特に封主たる国王と国土の利益のために同意された貨幣は、彼等が最も有利であると考えるように費われるべきである。そして彼等は、諸「自由」の保護者となるべきである。そして、彼等は、全ての人々の同意によって選ばれたから、彼等の誰も、全員の同意なくしては罷免され得ない。もし、彼等の一人が罷免されれば、三人の同意と選択によって、二ヶ月以内に、別の人がその人の代りにされなければならない。そして、universitas は、彼等なくしては集会すべきではないが、必要ありまた彼等の動議

によって集会すべきものである。

国王並に国土の慣習に反して発せられた令状は全的に無効とされるべきである。反対した人々に対する判決に関してこのことが記憶されよう。また、相互の誓約の義務について。また、裁判官の巡回について。Justiciar と Chancellor とは、全ての人々によって選ばせよう。そして、彼等はしばしば国王の側にあるから、「自由」の保護者の一員となり得るであろう。生起したなんらかの理由で、封主たる国王が Chancellor から印章を取上げた場合には、この期間に印章を捺されたいかなるものも効力なきものとされるべきである。それで、Chancellor にそれを恢復しよう。全ての人々の崇高なる召集と彼等の同意なくして、いかなる Justiciar も、Chancellor も交代させられるべきではない。裁判所の二人の裁判官。Exchequer の二人のバロン。少くも一人のユダヤ人係裁判官。全ての人々の諸問題が、これらの人々によって取扱われるように、全ての人々が彼等の選任に同意を与え得るように、この機会に、全員の選出によって、これらの人々を任命させよう。後に、彼等の誰かを別の人を以って代えることが必要になる時には、交代は、四人の顧問官の規定によるべきである。かくして、最も不必要な人々は、封主たる国王の側近から遠ざけられることにならう。」

とある。<sup>(5)</sup> この文書は、全く実行に移されたことがなかった故に、Paper Constitution と称せられる。更に、この文書を Mathew of Paris の記述のままに一二四四年のものとする旧説と、一二三八年のものが誤って後にここに挿入せられたとす<sup>(6)</sup> Denholm-Young, F. M. Powicke の新説とがある。これらの説の適否は、極めて技術的なまた詳細な問題にかかわり、また英・米の学界に於いても尚論議の定まらない故に、ここでは深く立入ることを避けたいが、いづれにせよ、この文書が、ヘンリー三世の親政時代のバロン派の政治的プランを極めて明確に示していることは否定出来ない。また、このプランの基本的構想は、より複雑な形に於いてではあるが、一二五八年以降の Simon de Monfort の改革案、即ち、所謂「Provisions of Oxford」にも看取され、一時実行に移されている。

即ち、Magna Carta 第六十一条の基本的構想は、Paper Constitution を経て、一二五八年の Provisions of Oxford へと継承されて行くのである。しからば、この基本的構想、即ち、バロン派の代表者による国政の一般的掌握、その手段としてバロン層を中心とする広い諸層の人々<sup>(教会、騎士その他)</sup>の意向と利害を代弁する顧問を国王に強制するという方法は、

しからば成功し得たのかと言えは、Simon de Montfort 一派の改革運動の解体が示しているように正に失敗であったと言わなければならぬ。

註

(一) 61. Cum autem pro Deo, et ad emendacionem regni nostri, et ad melius sopiendum discordiam inter nos et barones nostros ortam, hec omnia predicta concessimus, volentes ea integra et fama stabilitate (in perpetuum)<sup>1</sup> gaudere, facimus et concedimus eis securitatem subscriptam; videlicet quod barones eligant viginti quinque barones de regno quos voluerint, qui debeant pro totis viribus suis observare tenere, et facere observari, pacem et libertates quas eis concessimus, et hac presenti carta nostra confirmavimus; ita scilicet quod, si nos, vel iusticiarius noster, vel ballivi nostri, vel aliquis de ministris nostris, in aliquo erga aliquem deliquerimus, vel aliquem articulorum pacis aut securitatis transgressi fuerimus, et delictum ostensum fuerit quatuor baronibus de predictis viginti quinque baronibus, illi quatuor barones accedant ad nos vel ad iusticiarium nostrum, si fuerimus extra regnum, proponentes nobis excessum; petent ut excessum illum sine dilacione faciamus emendari. Et si nos excessum nos

emendaverimus, vel, si fuerimus exura regnum, iusticiarius noster non emendaverit infra tempus quadraginta dierum computandum a tempore quo monstratum fuerit nobis vel iusticiario nostro, si extra regnum fuerimus, predicti quatuor barones referant causam illam ad residuos de illis viginti quinque baronibus, et illi viginti quinque baronibus, et illi viginti quinque barones cum communa tocus terre dstringent et gravabunt nos modis omnibus quibus poterunt, scilicet per capcionem castrorum, terrarum, possessionum et allis modis quibus poterunt, donec fuerit emendatum secundum arbitrium eorum, salva persona nostra et regine nostre et liberorum nostrorum; et cum fuerit emendatum intendunt nobis sicut prius fecerunt. Et quicumque voluerit de terra juret quod ad predicta omnia exequenda parebit mandatis predictorum viginti quinque baronum, et quod gravabit nos pro posse suo cum ipsis, et nos public et libere damus licenciam jurandi cui libet qui jurare voluerit, et nulli unquam jurare prohibebimus. Omnes autem illos de terra qui per se et sponte sua noluerint

jurare viginti quinque baronibus de dstringendo et gravando nos cum eis, faciemus jurare eosdem de mandato nostro sicut predictum est. Et si aliquis de viginti quinque baronibus decesserit, vel a terra recesserit, vel aliquo alio modo impeditus fuerit, quominus ista predicta possent exequi, qui residui fuerint de predictis viginti quinque baronibus eligant alium loco ipsius, pro arbitrio suo, qui simili modo erit juratus quo et ceteri. In omnibus autem que istis viginti quinque baronibus committuntur exequenda, si forte ipsi viginti quinque presentes fuerint, et inter se super re aliqua discordaverint, vel aliqui ex eis summoniti non illi vel nequeant interesse, ratum habeatur et firmum quod major pars eorum qui presentes fuerint providerit vel preceperit ac si omnes viginti quinque in hoc consensissent; et predicti viginti quinque jurent quod omnia antedicta fideliter observabunt, et pro toto posse suo facient observari. Et nos nichil impetrabimus ab aliquo, per nos nec per alium, per quod aliqua istarum concessionum et libertatum revocetur vel minuat; et, si aliquid tale impetratum fuerit, irritum sit et inane et nunquam eo utemur per nos nec per alium.

(29) 「史記」第十七卷四節「The Provisions of Oxford

(1258年) の「憲法」。

(30) 上の治世の行跡の大略は Tout, Chapters in Administrative History, Vol. I (Manchester, 1920) に結ぶ。その概説は Chimes, Introduction to the Administrative History of Mediaeval England, (Oxford, 1966) を参照せよ。

(31) Roger of Wendover, Flores Historiarum, III, p. 72-93.

(32) (Chronica Majora. IV. 366-8).

*Hæc providebant magnates rege consentiente iniuncta biliter deinceps observari.*

“De libertatibus alia vice emptis, concessis, et per cartam domini regis confirmatis, quod de cætero observentur. Ad cuius rei majorem securitatem fiat nova carta, quæ super hæc specialem faciat mentionem. Et ad omnibus prælatis sollempniter excommunicentur qui scienter et prudenter libertates a domino rege concessas vel impugnare, vel impedire quo minus observentur, præsumpserint; et reformetur status eorum, qui post ultimam concessionem in libertatibus suis læsionem incurrerunt. Et quia [nec] propter virtutem sacramenti præstiti, nec propter timorem sententiæ latæ a sancto vir Edmundo, quod ea vice promissum fuerat hactenus

exitit observatum; ne hujusmodi periculum de cætero eveniat, et sic fiant novissima pejora prioribus, de communi assensu quatuor eligantur potentes et nobiles de discretioribus totius regni, qui sint de consilio domini regis, et jurati quod negotia domini regis et regni fideliter tractabunt, et sine acceptione personarum omnibus justitiam exhibebunt. Hi sequentur dominum regem, et si non omnes, semper duo eorum ad minus præesentes sint, ut audiant querimonias singulorum, et patientibus injuriam celeriter possint subvenire. Per visum et testimonium eorum tractetur thesaurus domini regis, et pecunia ab universis specialiter concessa, et ad commodum domini regis et regni, expendatur secundum quod melius viderint expedire. Et erunt libertatum conservatores. Et sicut de omnium assensu eliguntur, sic sine communi assensu non poterit aliquis eorum amoveri. Uno eorum sublato de medio, de assensu et electione trium loco illius alius substituitur infra duos menses. Nec sine ipsis, sed cum necesse fuerit et ad eorum instantiam, iterum convenientiam universi. Brevia contra regem et consuetudinem regni impetrata penitus revocentur. Memorandum quoque, de sententia ferenda in contradictores. Item, de obliga-

Magna Carta 48 verso | • 川の聖詔 (巻・川の山)

tione sacramenti in invicem. Item, de itinere justitiariorum. Justitiarius et cancellarius ab omnibus eligantur. Et quia frequenter debent esse cum domino rege, poterunt esse de numero conservatorum. Et si aliqua causa interveniente dominus rex abstulerit sigillum a cancellario, quicquid fuerit interim sigillatum, irritum habeatur et inane. Deinde cancellario fiat restitutio. Nullus substituitur justitiarius vel cancellarius, nisi per sollempnem omnium convocationem et assensum. Duo justitiiarii in banco. Duo barones in scaccario. Unus ad minus justitiarius Judæorum. Hac vice per communem fiant electionem, ut, sicut omnium negotia sunt tractaturi, sic in eorum electione concurrat assensus singulorum. Et postmodum, cum necesse fuerit alius loco alicujus ipsorum substitui, per provisionem: quatuor consiliatorum prædictorum substitutio. Hactenus suspecti, et minus necessarii a latere domini regis amoveantur."

(9) Denholm-Young, "The 'Paper Constitution' attributed to 1244." (English Hist. Review, LVIII. (1943), p. 401-23). v' Powicke, "The Compilation of the Chronica Majora of Mathew Paris" (Proceedings of the British Academy, XXIX. (1944)) 237-240.

(河川山) 14



Powicke, *The Thirteenth Century* (Oxford Hist. of England) (Oxford, 1962) 第二章の additional Note on the Plan ascribed by Mathew Paris to 1244. (p. 79-80) 及び彼の主著 *King Henry III and the Lord Edward, The Community of the Realm in the Thirteenth Century*, (Oxford, 1947) Vol. I. (p. 291 以下) に記されている。その主たる論拠は、この文書の挿入は Mathew 自身によって行われたものではなく、ある時期に誰かによって挿入されたものと思われるのである。この内、Denholm-Young は、一二三八年に、提出した改革案で、それが国王によって承認されたものとするに對し、Powicke は、「改革私案」と考えている。

これに對して Wilkinson の如きは Stubbs 以来の伝統を守りて一二四四年説を採つてゐる (Wilkinson, *Constitutional History of Mediaeval England*, Vol. I. (London 1948) 第三章 'The Paper Constitution of 1244')。何れの論証も極めて技術的な面を含み、ここに簡単に述べ得ない。また、筆者も一応の自信を以ていつれかに決し得るには尚相當の検討を要するので、本稿に於いては、一、二の概説書の表現を借りて、「一二三八年か一二四四年かいつれかに決定することは困難である」としておきたい。

(7) この点については、既に拙稿「The Provisions of Oxford (1258年)の一考察」(『史学』第二七卷四号)にて論じた。

三

Simon de Montfort 派の改革の失敗の後、Magna Carta 第六十一条の方向に沿った改革の試みが国王に対する反対勢力から現われることは一二三一年に Lords Ordainers の改革に至るまでしばらくなくなった。この種の改革は、国王の地位そのものに根本的変革を加えようとするものではなかった点では、確かに体制破壊の変革ではなく、体制内的な改革と称すべきであろうが、しかし、王権の行使に相当徹底的な制約を加えようとしていた点では、ドラスティックなものと言えよう。ヘンリー三世の後を嗣いだエドワード一世の治世には、このような形の根本的な改革に代って、国王反対勢力の国王に対する批判はより具体的な課税の同意権に向けられることになった。

バロンの改革運動の体験から多くを学んだと思われるエドワード一世の統治は、ヘンリー三世の統治に比して、より慎

重であった。即ち、外国出身よりもイングランド出身者を重用してバロン層の反感を買うのを避けているが如きである。しかし、統治の基本的性格に於いては殆んど変ることがなかつた。<sup>(1)</sup> 統治の中枢は依然として Wardrobe にあり、Wardrobe は Chancery や Exchequer を支配し、国王の自由になりやすし Privy Seal の使用も増加し、借金、アイルランド及びガスコーニュからの収入、新関税の如きは Wardrobe に払込まれている。重要な国王の官吏、国王側近の重臣は全て Wardrobe の出身者であつて、バロン層の人々は殆んど見られない。しかし、上述したようなエドワードの慎重な注意のために、一二七六年即位以後治世の初期にはバロン層との衝突は起らず、極めて安穩裡に、封建制度の展開に伴つて必要となつた各種の改革が遂行された。これが治世前期の所謂「立法の時期」である。また対外的に言えば、ウェイルズへの進出が行われたのもこの時期であつた。しかし治世の後半には、フランスとの戦争に捲込まれ、スコットランド問題は進捗せず、教皇とは衝突して難局を迎えることになつた。特に、対外的に対フランス、対スコットランドの二面作戦をとつたために、財政が逼迫しまた軍役に対する要求も強まり、軍隊補給の必要から多量の物資徴發を行い羊毛関税も引上げられるに至つた。かかる一連の施策が、国民諸階層の反感を招き、一二九七年に至つて国制上の危機を生ずるに至つた。次にこの危機の事情を少しく述べて行きたい。

先ず第一にこの時期の対外関係を一瞥して置こう。対ウェイルズ戦は、治世初期の勝利によつて Aberconway 条約が締結せられた後、しばしば現地の上着民の蜂起に悩み、一二八二―三年、一二九四―五年には、国王は親しくウェイルズ地方に討伐を行っている。更にフランスに於いても英・仏の対立抗争が拡大し、一二八六年五月より一二八九年九月まで国王はフランスに親征を行っている。更に、一二九三年五月には St. Malo 沖で海戦が行われ、一二九四年六月には、エドワードは議会に諮つて正式に宣戦し、一二九七年には、フランス国王フィリップ・ル・ベルに対してイングランドと同盟を結ぶフランドル伯を助けるために自らフランスに渡り、一二九八年一月 Tournai の休戦まで戦斗が続いた。この間、

一二九六年三月以降スコットランドとも戦争が続行されていた。

この間、エドワードの教会との対立も明瞭な姿をとって現われることになった。教会との争いの発端は一二七九年に溯る。既に一二八六年 *Circumspecte agatis* なる令状を定めて教会裁判権の制限を行って来たが、この年制定せられた制定法 *De Religiosis* は、新たに土地が *Mortmain* として教会の手に入ることを禁じ、また、この年には教会への課税を行っている。かかる傾向は、ヘンリー三世の治世を通じて顕著に見られる教会との密接な提携の方針の放棄を意味した。この一連の動向に対して、当時の *Canterbury* 大司教 *Peckham* は、一二七九年国王と衝突したのである。しかし、その後もエドワードの教会に対する態度は変ることなく、聖職者に対する課税も、一二八〇年にも実施され、一二九四年には聖職者の収入の半分を要求するまでに至った。一二九四年には *Peckham* に代って *Winchelsea* が *Canterbury* 大司教に敘任せられた。一方、教皇側も新たに教皇至上権を強く主調するポニファチウス八世が教皇位につくや、一二九六年二月二九日 *Clericis laicos* を発して世俗の君主の聖職者に対する課税を禁止した。戦争継続のために戦費の増大を来たし、財政の逼迫したエドワードは、一二九五年一〇月俗人（貴族及びその他）と共に聖職者の代表を招き、臨時御用金の拠出を要請し、貴族と各州の代表者とは一分の一税の拠出に、都市の代表者は七分の一税の拠出に、聖職者の代表は一分の一税の拠出に同意した。しかし翌年、既に *Clericis laicos* の発布せられていたにも拘らず、*Bury* の議会に聖職者の代表を招き、前年同様聖職者に対しても課税の同意を求めた。イングランド教会の代表者たる大司教 *Winchelsea* は、*Clericos laicos* を口実として聖職者への課税を拒否し、翌年 *St. Paul's* に開催される *Convocation* に問題の解決は持こされた。<sup>(2)</sup> この *Convocation* では、国王側は、フランス軍の侵入の危機が差し迫っていて国土が緊急事態にあることを理由に聖職者への課税を正当化しようとしたが、望む結果の期待し得ないのを見て実力に訴えて目的を貫徹しようとした。聖職者中には譲歩して緊急事態下の課税を認めるに至った者もあったが、*Winchelsea* は妥協せず、更に八月一〇日に開催せられ

た Convocation に於いて、教会は、教皇の同意を条件として国王の方針を認めることを定めた。けだし、これは事実上の拒否に<sup>(3)</sup>他ならないが、Clericos laicos が教会法の一部である以上、聖職者として当然の態度と言うべきであろう。

一方、各州の代表者と都市の代表とは、一二九四年以来、毎年課税要求に応じている。即ち一二九四年には、州は一分の税、都市は六分の税、一二九五年には、州は一分の税、都市は七分の税、一二九六年には、州は二分の税、都市は八分の税の抛出に同意し、これに加えて、一二九六年一月から九七年四月にかけて、多くの地方に、種々の物品の Prises が命ぜられている（これは各地の選出された代表によって同意せられたと言われている）。

教会との衝突から数ヶ月にして、エドワード一世は、バロンの一部とも衝突することになった。即ちエドワード一世は二月二日に Salisbury にバロンの集会を開き、フランドル及びガスコーニュへの出兵の必要を説き、かつ、バロンの協力を求めている。ここに多年のバロンの反対が、当時 Constable たる Humphrey Bohun と Marshal である Roger Bigod とを先頭にして爆発した。国王は、可能な限りの方法で戦費の調達を図ると共に、一方、全ての可能な戦士を七月七日にロンドン<sup>(4)</sup>に集結せしめる令状を發した。バロンの反対の主な点が海外勤務にあったから、国王直属封臣に対しては、この召集が義務としてではなく自由意志による参加の奨励となっていることは注目<sup>(5)</sup>に価する。

Humphrey Bohun 及び Roger Bigod は、かくてバロン層の一部の切崩しが図られたために、積極的攻勢をとることが出来ず、多くの封臣及び二〇パウンドの土地保有者がロンドンに集った。ここまではたしかに国王の勝利であった。七月一〇日には、Magna Carta 再確認の約束も行っている。七月一四日には、大司教初め高位聖職者、バロン層を Westminster に集めて摂政に対する「誠実」を誓わしめている。この時、Bigod 及び Bohun 等は「誠実」を誓うために、出席しながら途中で姿を消した（公式記録によれば二日後に誓<sup>(6)</sup>）と言われている。かくして Bigod、Bohun を中心とする一派の反対が極めて険悪な形をとることになった。Winchelsea 等の仲介にもかかわらず、問題は解決しなかった。

恐らく七月末頃、国王と反対派との密談が行われ、ここで、ある種の諒解があったものと思われる。この後七月三〇日には国王は、州に対する八分の一税、都市に対する一五分の一税の徴収（公式記録によれば各州、都市の代表が同意したと言ひ、年代記によれば、国王側近のみが同意したと言ふ）が命ぜられた。かつまた、八月一〇日には上述の Convocation の決議が行われている。

かくの如く、一部のバロンと教会の一部の反対を後に、エドワードはフランドルに向つて出発した。この直前彼は貴族の一部が抗議書をつくつていゝと言われるがまだ受取つていないこと、Magna Carta の再確認を約してそれと交換に課税を認めさせたこと、現在の危機を克服して国民の不幸を排することが自らの使命であること、王命に従わざる者には破門する自由を教皇クレメントウス八世によって認められていることなどを内容とする宣言を發している。<sup>(9)</sup>しかし、この時既に国王にこの抗議文は届いていたものと思われる（これが所謂 Monstrans と称する文書である）。この抗議文に対して充分な反応を示さず、国王がフランドルに出発したために、Bohum-Bigod の一派は実力行動に移り、国王出帆の当日、Exchequer に侵入して課税の阻止を圖つた。ここに一時内乱の危機が迫つたと言われる。

国王は、八月二〇日、出帆以前に、九月八日に Rochester に多数の騎士の集會を王子エドワードの下に開くことを命じ、また摂政も九月三〇日に議會の開催を定めた。かくて、この間、国王側と反対派との間に積極的な支持者の獲得争いがつづいたと言われている。しかして、真に大勢を決したのは、九月一日の Stirling Bridge に於いてスコットランド軍から蒙つた敗戦であつて、国王派の軍は全力を以つてこれに対処する必要があり、七月七日以来多勢ロンドンに集めた部隊は、反対派の影響下に陥つて、摂政政府は結局、この力の前に屈せざるを得なかつたものと思われる。かくて、摂政、諸侯、高位聖職者の間に妥協の動きが現われ、ここに單に Magna Carta 並に Charter of Forest の確認に加えて、補充的な条項が認められた。これが所謂 Confirmatio Cartarum なる文書である。この内容は次の如くである。

神の恩寵によるイングランド国王であり、アイルランドの領主にして、アキタニア侯であるエドワード（一世）から、これらのところにある書状を見あるいは聞く全てのの人々に。神と聖なる教会の榮譽のため、また朕の全王国の利益のために、朕は、朕自身と朕の子孫のために、「諸自由の証書」と「御料地の証書」を認めた。これらの証書は、朕の父ヘンリー三世の御世に全王国の全員の同意を以て起草されたものであるが、それらの全ての個々（の規定）に於いて違犯のないように遵守されるべきである。そしてまた、朕は、同じこれらの証書を、——他のものと共に「御料地の証書」も、——上述の諸「証書」が公示され、朕がこれらの「証書」がそれらの個々の個々（の条項）に於いて遵守されるべきものとして認めたということ、朕の下に朕の下僚を通じて国土の法を実施することが義務である。朕の裁判官、Sheriff 市長、や他の役人達が彼等の前に於ける全ての訴訟と裁判とに於いて同じ諸証書を全ての個々の条項に於いて遵守せしめるべきものとするを——即ち「諸自由の証書」を普通法として、「御料地の証書」を「Assize of Forest」に従って、朕の人民の救済のために、実施することを宣言すべきことを定める朕の令状と共に、国土を通じての全ての都市にも、全ての州の Sheriff にも他の役人にも、送付されるべきことを欲する。そして、朕は、爾後、朕の裁判官によって、あるいは、朕の他の大臣によって、上述の諸証書のいづれかの個々の条項に反して裁判が行われれば、それが無効となるであろうことを欲する。そしてまた、朕は、同じこれらの諸証書が国王の印章を付して全王国の大聖堂に送られ、そこにとどめられ、一年に二回人民に読み聞かせられるべきことを欲する。そしてまた、大司教、司教は、行為、助力、助言によってそれらのいづれかの個々の条項に違反するかなんらかの方法を犯して、上述の諸証書を犯すであろう全ての人々に、より重大な破門の宣告を下すであろうことを、また、上述の高位聖職者が、一年に二度、これらの宣告を宣言し公示すべきことを（朕は欲する）。そして、同じ高位聖職者達——司教団もしくは司教の誰か——が上述の断罪を行うに当って怠りあることが明らかとなった時には、彼等は、当時その職にあるカンタベリーとヨークの大司教によってかかるべき方法によって叱責せられ上述の方法によって処断を行うよう強制せられるべきことを欲する。

また、彼等の寛大さと善意とによって、朕の戦争のためにまた他の必要のために、彼等がこれまで朕に支払った「御用金」と賦課金とが、これらの支払が将来記録に残されるために、隷属的（「拒否権のない」の意）義務となりはしないか、また、朕の名で朕の王国中で朕の大臣達によって徴収されて来た「強制収用」も同じようになりはしないかと、人民は恐れているので、それ故、朕は、朕及び朕の子孫に關して、既に行われたなんらかのこと、あるいは記録からかあるいはなんらかの他の方法で発見され得るなんらかの事実の故に、かかる「御用金」、「賦課金」あるいは「強制収用」を将来のための先例としないであろうことを認めた。また、朕及び朕の後継者達について、朕は、大司教、司教、大修道院長、小修道院長、及び他の聖なる教会の人々、並に、アール、バロン及び国土の全コモンリテイ

に、いかなる理由によるも、旧来の「御用金」と当然の慣例となっている「賦課」「強制収用」とを除き、爾後全王国の全員の同意によりまた同王国の全員の利益のためを除き、いかなる「御用金」も、「賦課」も、「強制収用」も朕は朕の王国から徴集しないであろうことを認めた。

そしてまた、コモナリティーの大部分のものは皆、羊毛に対する *maltoit*——即ち各包毎に四〇ジリング——によって苦しめられていたと感じ、免除を求めたので、彼等の願によって、爾後、上述の王国のコモナリティーの以前に認めた、羊毛、羊皮、獣皮に対する関税を留保して、彼等の全員の同意と善意なしには、これあるいは他の（関税）を徴収しないことを認めた。<sup>(11)</sup>

以下略

### 註

(1) 本質的に国王の権利拡大を策し国王権力の制約を可能な限り回避しようとした意味ではヘンリー三世とは変らない。しかし、「封建体制」そのものの変化に順応して権力を当時の社会の実体により近いものにしようとする点、エドワードの知性の極めて卓抜していることを証するものである。即ち、既に *Stubbs* も指摘している点ではあるが、一二世紀の社会的な諸問題が一二五八年の *Provisions of Oxford* に改革プログラムとして取上げられ、それがより温和な *Provisions of Westminster* に継承され、更にエドワード一世によって立法されていることはまた *Powicke* も認めている (*Thirteenth Century* p. 352-3)。この点は改めて詳細に検討する予定である。

(2) 教皇ボニフチウス八世は、*Clericis laicos* に於いて「世俗権力の教会課税権」を否定しているが、一二九七年七月三十一日 *Esti de Statu* に於いて、当時の政治思想に従って「緊急事

態」に於いては、フランス国王に課税権を認めている。従って、この際、エドワード一世が、「緊急事態」を強調して教会課税を強行しようとしたことは必しも強弁とは言えない面をもつ。

また、教会が *Clericis laicos* からの免除を教皇の特免を要するとしているのには、フランスの聖職者がフランドル伯の叛乱に際して教皇に特別に *Clericis laicos* からの免除（一二七九年二月二八日の書簡）を得て、国王の課税に同意している例に倣ったものであろう。(H. Rothwell, *The "Confirmation of the Charter, 1297"* (E. H. R. (1945), p. 20-22)

(3) 多くの史家は、この時点で、尚 *Esti de Statu* は知られていなかったと述べている (*Powicke, The Thirteenth Century*, p. 677)

(4) 五月一五日の令状、この本文は、*Palgrave, Parliamentary Writ*, I. p. 281 に所収されているが、現在手許にないので原文を参照し得ない。但し訳文は、*Wilkinson, Constitutional Hist. of Medieval England*, Vol. I, p. 211 に所

収。これによると、「二〇〇ポンドの土地あるいは地代保有者全員に」、「武装をどとのえて」、「海外に朕と共に戦つべく」、「七月七日にロンドンに」参集せしめるよう努力することを各 Sheriff に命じてらる。

(5) 「命令たる」といふ表現をなほつらることは注目すべき。これは、海外勤務を封建義務とすることに異論のあつたこと、また、「朕と共に」とあることは、一軍はガスコニーに一軍はフランドルに派遣するとの計画が、一方が必ず國王不在となるとうたうために反対にあつたため。更に、上記の令状で、勤務地の明示のなかつたことも注目されたい。

(6) Rothwell, "The Confirmation of the Charter." p. 26.  
(7) Flores Historiarum, iii, 102, 296.

(8) 國王の支持者は、七月の段階と云ふ多くはなかつたと思ふ考え方もある。(Powicke, The Thirteenth Century p. 682)。

(9) Bémont, Chartes des libertés anglaises no. xi. Rymer, Foedera, I. 872-3.

(10) こゝに言ひ教皇グレゴリウス八世の許可とは、一二六五年五月、教皇特使 Ottobuono の与へたもの。

(11) Edward par la grace de Dieu, roy d'Engleterre, seigneur d'Irlande et ducs d'Aquitaine, a toutz ceuz qui cestes presentes lettres verront ou orront, saluz. Sa-chiez nous, a l'honneur de Dieu e de seinte Eglise e a pro-

fist de tout nostre roiaume, avoir graunté pur nous et pur nos heyrz, qe la graunt chartre desfranchises et la chartre de la foreste les queles feurent faites par commun assent de tout le roiaume en le temps le roi Hanry nostre pere, soient tenues en touz leur pointz, saunz nul blemissement. E volums qe meismes celes chartres desouz nostre seal soient envieez a noz justices, ausi bien de la forest, sicume as autres, e a touz les viscountes des countytez, e a toutz nos autres ministres, e a toutes noz cyteez par my la terre, ensemblement ove nos brefs, en les queux serra countenu k'il facent les avauntdites chartres puplier, e ke il facent dire au pueple ke nous les avuns grauntées de tenir les en toutz leur pointz; e a nos justices, viscountes, e maires e autres ministres, qui la loy de la terre desoutz nous et par nous ount a guier, meismes les chartres en toutz lur pointz, en pledz devant eaux e en jugementz les facent alower; c'est a savoir la grande chartre des franchises cume loi commune, e la chartre de la forest solounc l'asise de la forest, a l'amendement de nostre poeple.

E volums ke si nuls jugementz soient donez desoremes encountre les pointz des chartres avauntdites, par justices e par nos autres ministres qui countre les pointz



des chartres tienent pledz devant eaux, soient defez e pur nyent tenuz.

E voloms ke meismés celes chartres desoutz nostre sela soient envieez as eglises cathedrales parmi nostre roiaume e la demoeigent; e soient deus fiez par an lues devant le poeple.

E ke arceevesques evesques doingnent sentences du grant escumenger countre touz ceaux qui countre les avauntdites chartres vendront, ou en fait, ou en ayde, ou en consal, ou nul poynt enfreindrent, ou encountre vendront. E ke celes sentences soient denuncié e puz pliez deux foyz par an par les avantditz prelas. E si meismes les prelas, evesques, ou nul d'eux soient negligenz a la denunciacion susdite faire' par les arceevesques de Caunterbire e de Everwyk, qui pur temps serrount, sicume covyent, soient repris et destreintz a meismes cele denunciacion fere en la fourme avauntdite.

E pur coe ke aukune gentz de nostre roiaume se doutent qe les aides e les mises, les queles il nous unt fait avaunt ces heures pur nos guerres e autres busoignes, de leur graunt e de leur bone volenté, en quele manere qe fez soient, peussent tourner en servage a eux, e a leur heyrs, par coe qil serroient autrefoytz trovez en

roulle, e ausint prises qe unt esté faites par my le roiaume par nos ministres, en nostre noun, avuns granté pur nous et pur nous heyrs, qe mes teles aydes, mises, ne prises, ne trerroms a coustume, pur nule chose qe soit fayte ou ke par roule ou en autre manere pust estre trovee.

E ausint avuns graunté pur nous e pur nos heyrs as arceevesques, evesques, abbées, priours, e as autre gentz de seint eglise, e as countes e barouns e a toute la communauté de la terre, qe mes pur nule busoignie tien manere des aydes, mises, ne prises, de nostre roiaume ne prendrons, fors ke par commun assent de tout le roiaume, e a commun profst de meismes le roiaume, sauve les auncienes aydes e prises dues e acoustumées.

E pur coe ke tout le plus de la communauté del roiaume se sentent durement grevez de la male toute des leyres, c'est asaver de chescun sac de leyne quarante sous, e nous unt prié ke nous les vousissions relester, nous a leur priere les avuns pleinement relesté; e avuns graunte que cele ne autre més ne prendrons, sauntz leur commun assent e lur bone volente; sauve a nos heyrs la coustume des leyres, peaux e quirs avaunt grauntez par la communauté du roiaume avauntdit. En tesmoiance de

quieux choses nous avuns fait faire cestes nos lettres de nostre regne vintisme quint. overtes. Donées à Gaunt le quint jour de novembre l'an

#### 四

ここで一二世紀以降のイングランド税制の変遷について記して置きたい。一二世紀末のイングランド国王の収入は、普通、通常収入と臨時収入とに大別される。通常収入とは、毎年、通常の行政機構を通じて徴収せられる国王の収入(即ち、国家収入)を意味し、(イ)、国王直領地の Farm、地方裁判所の Fine に対して各州の Sheriff が毎年 Exchequer に支払う Fine、(ロ)、法の違反に対して国王の裁判官の課する Amercement、(ハ)、Firma Burgi、即ち、若干の都市が都市の収入の Farm の代償として毎年支払う、定額の納入金、(ニ)、「相続料」(Relief)、「後見権」(Wardship)、「結婚同意料」(Marriage)なる「封建的付帯義務」(feudal incidents)からの収入、(ホ)、諸特権許与に対して支払われる Fine などが考えられる。しかし国王はこれらの「通常収入」によっては充足し得ない補足的な収入を、若干の必要ある場合に徴収せざるを得なかった。これを「臨時収入」と称する。これには、(イ)、慣習の定める三つの封建的御用金 (Feudal Aids) (封主たる国王の身代金支払の場合、長男の騎士敍勲の場合)、(ロ)、戦争時に自ら封建的軍事義務を履行する代りに封臣(国王直属封臣)の支払う「軍役代納金」(scutage)、(ハ)、時々王領地に課せられる tallage、(ニ)、時折り、ユダヤ人、聖職者、宗教団体に強要せられた dona あるいは auxilia と称する徴収金があった。以上述べたこれらの臨時収入に於いては、例えば一一六六年の直属封臣の設定した騎士封数の調査などがあったように、納入者の財産状態とは必しも一致することなく、また徴収機構そのものも可成り複雑であった。即ち「軍役代納金」にあつては、封建的主従関係の紐帯を通じて徴収せられ、国王直属封臣たる大諸侯はその下属封臣の支払に対して責任を負った。tallage は通例巡回裁判官によって賦課せられ、貨幣そのものは Sheriff を通じて Exchequer に支払れたが、若干の都市にあつては、都市そのものが直接 Exchequer に支払うこともあつた。<sup>(1)</sup>

以上の如き諸収入は、既にヘンリー二世の治下に行われた政府諸機関の整備、戦争規模の拡大、戦争技術・装備の進歩などの、一般的な原因以外に、リチャード一世の十字軍参加とその帰途捕虜となったために高額の身代金支払の必要が生じたこと、フランス王権の強大化に伴いフランスに於けるアンジュー家の所領をめぐって英・仏両国の戦斗が増加し、更にこれに平行してヨーロッパに於ける外交的な工作が必要になったことなどは全て国家財政を圧迫する要因となった。従って、政府は新しい収入源を考えざるを得なかった。ここに登場するのが、所謂「動産課税」である。この最初の試みは一一六六年で、個人の動産一パウンド毎に六ペンスの税が課せられたと言われる。更に一一八八年には、武器、馬匹、衣服、宝石を除く個人財産の十分の一の税が、十字軍を名目として課せられたと伝えられている。この場合、財産の評価、並に税額の査定は、当該教区の二人の聖職者、ホスピタル騎士修道会員、テンプル騎士修道会員各一人、国王の官吏二人、当該教区のバロンの用人二人で形成する評価役の委員により行われた。即ち、各人はこの委員の主宰する集会で自己の財産を申告し、各教区の四人乃至六人の陪審員が査定したと言われている。この方法によって一パウンドあるいは二パウンドの零細な財産所持者をも国王財政の網の目に組込むことが出来た。この方法が有効であったことは、一一九三―四年にリチャード一世の身代金支払のために一〇〇、〇〇〇マルクを必要とした時、この方法が採用せられ、財政並に収入の四分の一の課税が行われたことが証明していると言えよう。他の方法は、Hide あるいは Carucage と称せられる「財産課税」である。この第二回の徴収である一一九八年のそれを見るに(これは対フランス戦争のために徴収せられた)、各 Carucate を単位に徴収せられ、騎士一人と国王の官吏一人からなる査定員二組が各州に派遣せられている。恐らく、現実の査定は、各 Sheriff が「州会」(County Court) を開き、各 Hundred を代表する二人の騎士を選び、この二人の騎士が前述の国王の派遣した二人の査定役と合同して主宰する会議で、各邑の Reeve と四人の「適法なる人」、当該の邑に土地を保有するバロンの差配人が各邑の Carucate 数を誓約の上申告した。徴収は各 Hundred の二人の騎士と当該 Hundred の Bailiff によ

って行なわれ、Sheriff はそれをまとめて査定書と共に Exchequer に払込んだ。この方法がどこまで実現されたかは判らない。一一九八年末に巡回裁判が派遣せられ、査定及び徴収がどの程度実現せられたかの調査を命ぜられているし、また、多くの州は、一定額の納入を以ってこの課税を免れているからである。

これらの二つの課税方式は、非封建的な原理に立ち、国王と直接封建関係に立たない人々に、経済力なる新たな原理に基いて査定された点に於いて、かつまた、その徴収に当って、アングロ・サクソン時代から継承した Shire(州)、Hundred(郡)なる地方制度を利用してゐる点に於いて、Scutage あるいは「封建的御用金」とは著しく異なる。この課税制度そのものが、裁判上に於けるヘンリー二世の司法改革と正に軌を一にするものと言うべく、また、兵制上に於けるヘンリー二世からエドワード一世に至る変化と照応するものと言うべきで、本質に於いて非封建的性格をもつと言うべきであり、所謂 the Community of the Realm の形成に重要な役割を果たすのである。<sup>(2)</sup> 更に注目すべきは、一三世紀以降、国家の収入の最もノーマルな方法が、これらの「動産(及び収入)」に対する課税になることになった点にある。一三世紀に入り、騎士封に対する課税、動産課税、Carucage はしばしば「御用金」(Auxilia)なる言葉で総称されているが、その内最も重要なものは、「動産課税」であった。

ヘンリー二世以後のアンジュー朝体制下の国王対諸侯(及び教会・自由人)の利害の対立する諸点についての具体的ルールを定めた諸条項の集成に他ならない Magna Carta には、当然のことながら、課税に関する条項を含む。即ち、第十二条には、「軍役代納金あるいは御用金は、朕の身柄の身代金のため、朕の長男の騎士紋勲のため、朕の長女の結婚のための場合を除き、わが国土の全体の同意なしには、朕の王国内に於いては徴収されざるものとする。これら(上記の三つ)の場合にも、適正な(額の)「御用金」が徴収されるべきである。ロンドン市からの「御用金」に関しては、同じように取扱われるべきである」とあり、第十四条には、この「わが国土の全員の同意」を得る方法の規定として、「また、

「御用金」(上に述べた三つの場合を除き)あるいは「軍役代納金」の割当のための国土の全員の同意を得るためには、  
「朕は、大司教、司教大修道院長、大バロンを個々に召集せしめるであろう。また、朕は、朕の Sheriff と Bailiff とを  
通じ、一般的に、朕より(封を)保有する全ての人々は、少くも四〇日の通告期間をもって、定められた日に定められた  
場所に(集るように)召集されるであろう。そして、全ての召集状には、朕は召集の理由を記すであろう。また、このよ  
うに召集が行われた場合には、召集された人々全てが参集していなくとも、出席した人々の意見により、定められた日に  
用務は始められるものとする。」<sup>(4)</sup>とある。即ち、「臨時御用金」の賦課に関しては、臣民を代表する集会の同意を要すると  
共に、かかる集会の構成その他についても明文を以って規定しているのである。これらの規定は、しかし、一二一六年の  
再公布以後、一二一七年、一二二五年の再公布に於いても削除せられている。

しからば、これらの諸条項が削除せられた結果、「臨時御用金」は、国王が恣意的に課するに至ったのであろうか。ヘ  
ンリー三世時代の課税の歴史を簡単に触れて見よう。ヘンリー三世の治世に「臨時御用金」の賦課されているのは、一二  
二五年、一二三二年、一二三七年、一二六九―七〇年の四回を数える。しかしこれらは、全て動産及び収入に対する課税  
であって、その意味では、純然たる封建的性格を伝えたものではなかった。即ち、一二二五年には一五分の一税、一二三  
二年には一四分の一税、一二三七年には一三分の一税、一二六九―七〇年には一二分の一税が課せられている。しかも、  
これらの賦課に当っては、<sup>(5)</sup>Magna Carta 第十二条及び第十四条の削除せられたにもかかわらず、所謂 Great Council  
を開いて同意を得ている。このことは、「国王の恣意的課税」を否定し「同意」の原則が、Magna Carta の関連する諸  
条項の削除にもかかわらず事実上の慣行として確立していたことを示すものであろう。更に注目すべきは、これらの徴  
収が対外的な危機などの重大な危機にのみ限られ、また、これらの「臨時御用金」の徴集が国内の反対を招き、国王は  
Magna Carta の再公布もしくは確認を行わざるを得なかったこと、また、課税に反対する諸侯等は、度重なる同意によ

って「臨時課税に対しては同意を要する」との原則が効力を失い、国王の一方的意志によって「臨時御用金」の徴集の行われるようになるのを恐れて、「今回の同意を前例としない」との一項を加えて同意していることである。この「臨時御用金」に加えて、一二二七年の Kingston 条約直後、一二三五年（ヘンリー三世の妹 Isabella と）、一二四五年（長女 Margaret がスコットランド王アレグザンダー三世との結婚を口実。）、一二五三年（長男エドワードの騎士叙勲を口実。）に、慣例上の「封建的御用金」を徴集した。実際の結婚は一二五一年に行なわれた。しかしより頻繁に徴集せられているのは、Tallege であった。収していた他、しばしば「軍役代納金」が徴収されていた。ヘンリー三世の治世に徴集せられた Tallege は次のようになる。即ち故 Sydney Mitchel 教授の算定によれば、

- 一二二七年、 フランス王太子ルウイに対する支払金<sup>10</sup>、〇〇〇マルク調達のため。
- 一二三三年、 ウェイルズ戦のため。（Montgomery の「軍役代納金」を伴う）
- 一二三六―三七年、 フランスに於ける戦費調達のため。重要な戦争ではなく、「軍役代納金」の徴集を伴わない。
- 一二三〇年、 ブルターニュでの会戦、（ブルターニュの「軍役代納金」）
- 一二三四年、 ウェイルズ戦（Elveyn の「軍役代納金」）
- 一二三五年、 国王の姉妹の結婚（騎士封に対する「封建的御用金」）
- 一二三七年、 国王の債務返済。
- 一二四一―二二年、 ウェイルズに於ける戦争、（恐らく、ガスコーニュ地方の戦争のためでもあったらしい。一二四二年には「軍役代納金」も課された。）
- 一二四六年、 国王の長女の結婚。
- 一二四九年、 国王の債務返済。
- 一二五五年、 国王の債務返済。
- 一二六〇年、 国王の費用調達。（特別の理由なし）
- 一二六八年、 " ( " )

となっている。かかる Tallege なるものは、<sup>(6)</sup>一二九四年以降徴収されなくなっているが、それまでの間、かなり頻繁に

徴集せられたとも言えよう。これらの Tallege なるものは、もと、王領地住民に対して、領主たる国王の恣意的に賦課し得たものであったが、ヘンリー三世の治世を通じて、必しも国王の恣意によって自由に賦課し得たのではなく、当該課税負担者の同意を経、かつ賦課に関して談合が行われていること、また、各種の方法を通じて明瞭な王領地以外の、一時的に国王の手中にあった土地や、都市にも拡げられて行き、その課税方法も土地評価に対する課税よりも「財産並に収入」に対する課税たる性格をもっていたことは、ヘンリー三世治下に、原初の性格から多少変っていたことを示すものである。Hoyt 教授が、通説のように「封建的」な「臨時関課税」よりも、これを後の動産課税たる Parliamentary Tax の先駆とする理由も全く現解し得なくはない。要するに、少くもヘンリー三世の治世には、その徴集が範囲を拡大していたことは否定出来ない。

さて一二九四―七年の状況はどうであろうか、以上の課税に、羊毛関税、及び「強制収用」を加えると次の如くなる<sup>(6)</sup>。

(1) 一二九四年五月、全ての羊毛、羊皮、獣皮の差押。(E. Power はこれを羊毛による強制借入と解釈している。この解釈は恐らく国王の本来の意志と思われるが、J. G. Edwards によれば、七月二六日の「令状」によって、商人が高額の関係を認めたので押収品を返却したことが明らかかなようである<sup>(7)</sup>。)

(2) 一二九四年七月、大聖堂、修道院の金庫にある全ての貨幣並に他の貴重品の差押。これは、強制借入。

(3) 一二九四年七月、上質の羊毛一包に五マルク、他の羊毛一包に三マルク、獣皮一ラスト毎に五マルクの羊毛輸出税。この関税は戦争の続く限り継続することが商人の集会により同意。次いで国王は恩寵を以って羊毛については一率三マルクに引下げる。

(4) 一二九四年九月、聖職者は、職禄及び財貨の四分の一の課税を強制される。

(5) 一二九四年一月、俗人からの十分の一税と六分の一税。十分の一税は州の代表を含む会議で、六分の一税は先ず

ロンドンにより同意され、次いで、これに力を得て、全ての都市並に王領地に賦課。

(6) 一二九五年十二月、俗人からの十一分の一税と七分の一税。これは、州及び都市代表を含む会議により認められる。  
(7) 一二九五年十二月、教会財産に対する一〇分の一税が一年間、もし戦争が続けば二年目も、聖職者により認められる。

(8) 一二九六年十二月、俗人からの一二分の一税及び七分の一税。この課税は、州・都市代表を共に含む Bury St. Edmunds の会議で認められる。

(9) 一二九六年十一月—一二九七年四月、この間に、イングランド諸地方で、種々の物品の「強制収用」が行われた。一二九六年十一月には、Kent, Hampshire, Essex, Hertford, Norfolk, Suffolk, Sussex が、合計小麦四〇〇〇クォーター、オート麦五〇〇〇クォーターを、同年十二月には、Hampshire Wiltshire Somerset Devon, Dorset が、合計、小麦一〇〇〇クォーター、オート麦三〇〇クォーター、豆二〇〇クォーター、ベーコン三〇〇、魚一〇、〇〇〇ないし一二、〇〇〇の供出を、一二九七年四月、Worcestershire が、肥えた牛一〇〇頭、羊二〇〇頭の供出を、夫々命ぜられた。

(10) 一二九七年三月、羊毛による強制借入。

(11) 一二九七年三月、Bury St. Edmunds の Clericis laicos を理由に課税に反対した聖職者と個別に取引。

(12) 一二九七年七月、国王の Chamber に集った会議により八分の一税と五分の一税が認められた。この課税は現実には徴収されなかったようである。

(13) 一二九七年七月、上記(12)の収入から返済されるべき強制借入として八〇〇〇包の羊毛の差押。

(14) 一二九七年八月、聖職者の Temporality の三分の一か、Temporality・Spirituality の合計の五分の一の課税。



註

- (一) Mitchel, *Studies in Taxation under John and Henry III.* (New Haven, 1914). 第一章序説。及び Mitchel, *Taxation in Mediaeval England*, (New Haven, 1951), Hoyt, "Royal Taxation and the Growth of the Realm in Mediaeval England" (*Speculum*, XXX p. 36-48.)
- (二) Hoyt 教授は *Parliamentary Aids* の原流として、動産課税なる点、諸々の地方自治体を利用する点に於ては Tallage が、同意の原則として、Fendal Levy が、従来の説に對して Tallage のものが国王の一方的意志による課税であるの如き、被課税者との間に negotiation があるとして、Tallage の意義を極めて高く評価している。(Hoyt, "Royal Taxation and the Growth of the Realm" (*Speculum*, XXX p. 40-48)。この点も更に考察を加えたい。
- (三) 12. Nullum scutagium vel auxilium ponatur in regno nostro, nisi per commune consilium regni nostri, nisi ad corpus nostrum redimendum, et primogenitum filium nostrum militem faciendum, et ad filiam nostram primogenitam semel maritandam, et ad hec non fiat nisi rationabile auxilium; simili modo fiat de auxiliis de civitate Londoniarum.
- (四) 14. Et ad habendum commune consilium regni de auxilio assidendo aliter quam in tribus casibus predictis, vel de scutagio assidendo, summoneri faciemus archiepiscopos, episcopos, abbates, comites, et majores barones sigillatim per litteras nostras; et preterea faciemus summoneri in generali per vicecomites et ballivos nostros omnes illos qui de nobis tenent in capite ad certum edim, scilicet ad terminum quadraginta dierum ad minus, et ad certum locum; et in omnibus.
- (五) Thompson, *The First Century of Magna Carta*. p. 23-26. Mitchel, *Studies in Taxation under John and Henry III.*
- (六) Mitchel, *Taxation*. p. 330-331.
- (七) Edwards, "The Confirmatio Cartarum and Baronial Grievances." (*Eng. Hist. Rev.* (1943). p. 158-9.)

五

税制上の問題と並んでヘンリー三世、エドワード一世の治世に於ける兵制の変化についても管見を加えて置く必要がある

ろう。イングランドに厳密な意味での「封建制度」が採用されたのは一〇六六年のノルマン・コンケストによってであることは、欧米諸先学の広く認める所であり、敢えてここに問題とするには当たらない。即ち、ウィリアム一世時代に、征服者たるウィリアムの権力を支えた軍隊、あるいはその根幹が、封建関係の *Nexus* を介して形成せられた「封建軍隊」であつても、別に、アングロ・サクソン時代の遺産である民兵組織、また *fyrð* 制も存続せられ、地域的防衛等に活躍していることもまた衆知のところであろう。この後者の伝統がヘンリー二世治下に、*Assize of Arms* (一一八一年) によって組織化された一方、同じヘンリー二世治下に、早くから見られた実際の軍事義務の履行を貨幣支払を以って免除せられる軍役代納金制度の確立の見られたことも周知のことである、この軍役代納金制度の発展は一方に於いて傭兵制の伸張を伴うものであり、要するに、一二世紀後半にイングランドに於いては、軍制上に於ける典型的な封建時代は脱却に向いつつあつた。また、軍役代納金制度の一般化、「封」の細分化、軍装の精巧化による軍装費の高騰などの諸理由から、現に騎士封の保有者にして騎士敍勲を受けざる者が生じ、その数を次第に増して、彼等の活動がヘンリー二世の行政・司法上の改革によって機能を拡大せられた *Shire・Hundred* の地方自治体に吸収せられたことは既にイギリス史の常識と言つてよい。また、ジョン王治下には、既に *Sydney Painter* 教授が *William Marshal* に關聯して注目したように歩兵の重要性が認識せられつつあつたことなど旧来の純封建的軍制と兵制とから脱却する傾向は更に進んでいたと見てよい。<sup>(2)</sup>

扱、アンジュー朝体制下に於ける国王対封建貴族(他の自由人、教会をも含む)との利害の対立する諸点に關するルールを定めた諸条項の集成に他ならない *Magna Carta* には、当然軍事義務に關する条項が含まれている。即ち、第十六条に「いかなる者も、一騎士封あるいは他のいかなる自由なる保有によつても、それにより当然義務づけられる以上の義務を履行するよう、強制されることはない」とあり、この条項は、一二二五年の *Magna Carta* に於いては第一〇条として残されてい

る。当時の国王反対勢力のある要求をある段階に於いて集約・統合したものと思われる *Unknown Charter* に、海外の軍事義務をノルマンディーとブルターニュに限るとしているにもかかわらず、この要求は *Magna Carta* には見られない。既に一二世紀よりバロン層の間に海外遠征の忌避の感情が強かったことから見て、この要求の消えているのは、バロン側の一歩後退であつたであろう。

扱、次のヘンリー三世治下に兵制の進化は更に続き、それは、やがて、エドワード一世による *Statute of Winchester* (一二八五年) に具体化されることになった。ヘンリー三世の治世に於いて注目すべき第一のものは、*Assize of Arms* の修正・再公布である。*Assize of Arms* の修正・再確認は、ヘンリー三世の成年の近付くについで先ず一二二三年に、次いで一二三〇年及び一二四二年に行われている。<sup>(4)</sup> *Assize of Arms* は、周知のように、封建関係に含まれていない諸階層に対する武装を規定するものではあるが、携行・準備すべき武器に関する規定であり、*Watch and Ward, Hey and Cry* の如き治安活動との関係が密接であつて、*Assize of Arms* の対象とする民兵がいかに現実の戦闘に活躍したかは、個々の場合に発せられた「軍務召集令状」を参考にしなければならない。この方面の問題についての優れた研究を公にしてゐる *Michael Powicke* の研究に基いて、ヘンリー三世治下の兵制の変化の若干の特徴を記せば、ヘンリー三世治下の多くの戰鬥に際して発せられた「従軍召集令状」から見て、国王直屬封臣に、全 *servitium debitum* を率いて応召するよう命じた例の他に、ある特定人数を指定してその人数の下屬封臣のみを率いて応召するよう命じた例、またこれらの点が極めて漠然たる例も多く存すること、また一二六四年のように全 *servitium debitum* を率いて応召する令状が発せられると共に、民兵組織の動員も行われていることなどよりして、所謂「封建軍制」の後退乃至下降が続行していたことが理解せられよう。また、この治世に注目すべき現象としては、非封建軍の指揮者となり、かつまた、後の *Commissioner of Array* の先驅となるべき民兵の動員並に組織の任に当るものとして、バロン層の人々が特に任命されている例の見た

れることである。上述した全 *servitium debitum* の召集に當って同時に民兵の召集の行われたことの他に、ヘンリー三世の治下に民兵召集の実例が存するが、このことは次に述べる *Assize of Arms* の改訂と併せ見る時、よりよい民兵の選抜、並に民兵隊の組織化、指揮能力の向上にも本格的な努力が行われていたのを証するものであって、非封建的軍隊の重要性の増したことを物語るものに他ならない。ヘンリー三世の治世には、一一八一年の *Assize of Arms* が数次修正、再公布され、これらを通じて一一八一年の *Assize of Arms* よりも多くの点で進展が見られる。即ち武器携行の分類が細分化したことが、全ての再公布について指摘し得るが、一二四二年のそれに於いては、一五 *liberate* の土地あるいは六〇マルクの動産所有者には、軽装騎兵としての義務が課せられる一方、二パウンドの動産所有者に対して長弓歩兵としての軍装が義務づけられている。後者は、後の百年戦争にイングランド軍の勇名を轟かしめるかの長弓兵に他ならない。更に、一二五三年の再公布に於いては、この *Assize* のより厳格なる履行を規定すると共に、弓、矢及びその他の軽兵器については、その装備と維持を各邑に義務付けている。これは正に武器に關しての自治体の共同責任の最初の規定である。この自治体の共同体的性格の強化の傾向は、一三世紀イングランドの国制を考察する場合に看過し得ない一面ではあるが、この問題は、それ自体極めて複雑な内容をもつもの故に、本稿に於いては敢えて割愛して置きたい。

最後に一言して置かなければならないのが所謂「*Distrain of Knighthood*」の問題である。これは上述のように封建軍役の実現の後退、軍装の精密化などに伴って、騎士封所有者のうち騎士敍勲を受けない者が現われたことと、一方では、当時の現実の軍隊に於いて尚騎士が中核としての地位を占めて居り、更に、諸方面にその活動分野を広げつつあった地方自治体の中心になったのが騎士であったこと、一方では農村・都市を通じて新興の階層が形成されつつあったことなど、複雑な要因があろうが、所謂「*Assize of Arms*」の規定に合致しない、更に富裕な層に「騎士敍勲」を強制したことを言う。この制度は、*Helen Cam* の指摘するようにイングランド国制史上、他諸国のに類例を見ない制度であって、

社会史、政治史からも注目に価する問題を含むが、Michael Powicke によればヘンリー三世の治世を通じて二一回の実施を見られると言われている。<sup>(5)</sup>しかして、これらの「騎士強制」を促した主たる契機は、Michel Powicke の言うように、恐らくより多くの戦士たる「騎士」を得たいとする国王の軍事的要求にあったものと思われる。以上、Assize of Arms の修正・再公布、それに基く「軍役召集令状」が現実<sup>(6)</sup>に発せられていることなどに加えて更に「騎士強制」によって社会の比較的富裕な分子に騎士勤務を課することにより、封建軍隊を補完するものとしての国民兵組織がヘンリー三世治下に大いに整備したことは否定出来ない。この傾向はエドワード一世によって継承・発展せしめられて、所謂 Statute of Winchester を生むのである。

要するに、ジョン王が初めて Magna Carta を発してから一三世紀末までに大きな社会的進化が進行しつつあったことを忘れてはならない。(未完)

註

- (一) Assize of Arms (一一八一年) の規定の要は以下の如くである。(A)、一騎士封を保有する者は、よろい、かぶと、楯、長槍各一組を用意すること。(B)、一六マルクの動産あるいは地代を有する自由人は、よろい、かぶと、楯、長槍各一式を用意すること。(C)、一〇マルクの動産もしくは地代を有する自由人は、鎖かたびら、鉄帽、長槍一式を用意すること。(D)、全市民また全自由人は gambeson、鉄帽、長槍一組を用意すること。(E)、全ての上述の人々は、毎年 St. Hilary の祝日の前に、規定の武器を所持し、国王及び王国に忠誠であることを誓う。(F)、武器の他人への売買の禁止。(G)、死亡した人の武器の処分

の問題。(F)、国王の許可なく武器の海外への移動の禁止。(G)、武装検問の方法。等を規定している。

(2) Michael Powicke, Military Organisation in Medieval England, (Oxford, 1962). 第三章「The Reconstruction of Military Duty.」特に p. 56-p. 62.

(3) 16. Nullus distringatur ad faciendum majus servicium de feodo militis, nec de alio libero tenemento, quaminde debetur. [Articles, c. 7; 1225, c. 10.]

(4) M. Powicke, Military Obligation. 第四章第五章「Henry III and the Jurati ad Arma」

(5) T. 一二〇八—一〇年。(Book of Fees I, 27)。

- (三) 一二三四年十一月十六日 (Rotuli Litterarum Clans-  
arum I, 69)。一騎士封保有者で現実に騎士紋勲を受けていない  
者に強制的に紋勲するよう各 Sheriff に命令する令状。
- (四) 一二三〇年 (Pipe Roll 14 Henry III (ed. Chalfont  
Robinson, Princeton, 1927) p. 196, 52, 86, 131。) 及び強制的  
紋勲に応じなかった者に対する fine の記載あり。
- (五) 一二三二年九月十六日 (Close Rolls, 1231-34, p. 152)。  
Kent の Sheriff に一騎士封もしくはそれ以上国王から直接保  
有し、かつ騎士紋勲を受けていない全てのものに一二三三年の  
クリスマスまでに騎士紋勲を受けるべきことを宣言せしめる。
- (六) 一二三四年一月七日 (Close Rolls, 1234-37, p. 156)。  
国王は一騎士封もしくはそれ以上を国王から保有し現に騎士と  
なっていない全ての者に、クリスマスまでに武器を執り紋勲を  
受けるように各 Sheriff に命令。
- (七) 一二三七年一月十六日 (Close Rolls, 1234-7, p. 575)。  
Hereford の Sheriff に Hereford の司教から一騎士封もつ  
くはそれ以上を保有する全ての者に翌年二月二日までに紋勲を  
受けることを命ずる。
- (八) 一二四一年二月一日 (Close Rolls 1237-41, p. 428)。  
Bedfordshire 及び Buckinghamshire の Sheriff に、騎士  
封及び Socage 及び 100 liberate の土地を有する者、あ  
るは一騎士封を有し騎士紋勲を受けていない者全てに翌年二  
月二日までに紋勲せしめることを命令。また他の州の Sheriff

- にも同様の命令が送られたらう。
- (九) 一二四二年二月八日 (Close Rolls, 1237-41, p. 430)。  
Bedfordshire Buckinghamshire の Sheriff に一二四一年  
二月二〇日の令状の実施を訓令。
- (十) 一二四二年三月二日—二四日 (Close Rolls, 1237-41,  
p. 434)。前年一二月の令状の実施の困難なことを認め、一騎士  
封の保有者にしても 100 liberate に達しない者に強制紋勲を  
差控える。
- (十一) 一二四二年三月九日 (Close Rolls, 1237-41, p. 486)。  
前述の命令に服しなかった者に Westminster に出頭して、  
その理由を述べしめる。また、ガスコーニアでの軍役に参加し  
なかった者のリストあり。
- (十二) 一二四四年四月一日 (Close Rolls, 1242-47, p. 242)。  
100 liberate の土地保有者全てを強制的に紋勲せしめるよう  
Sheriff に命令。これを怠避した者を嚴罰に処すとす。
- (十三) 一二四五年五月六日 (Close Rolls, 1242-47, p. 354)。  
(Conwall・Lincoln 及び北部諸州を除く) Sheriff に、国王  
より騎士封を保有する者、及び 100 liberate の土地保有者、  
国王以外から騎士封を保有して紋勲されていない者全員に強制  
紋勲を命ずる。
- (十四) 一二四八年六月二六日 (Close Rolls, 1247-51, p. 116)。  
Southampton の Sheriff に Michaelmas 及び 100 liberate  
の全土地保有者の強制紋勲を命ずる。

(四) 一二五一年八月二六日 (Close Rolls, 1247-51, p. 557) Kent の Sheriff に、二〇 liberate の土地保有者もしくは二〇ポウンドの価値ある騎士封保有者で絞勲していない者全員に絞勲の強制を命令。

(五) 一二五二年一〇月一七日 (Close Rolls, 1251-53, p. 430-431) Sheriff に、「土地・動産を」二〇 liberate の土地保有者、二〇ポウンド騎士封保有者で絞勲されている者全員に次のイースター(またはクリスマス)に出頭し、絞勲を命ぜしめる。

(六) 一二五四年八月三〇日 (Close Rolls, 1253-54, p. 154) 六〇 liberate の国王直属の全土地保有者にエドワードと共に絞勲を命ずる。直属の土地保有者ではなくても望む者には絞勲する。

(七) 一二五五年九月一八日 (Close Rolls, 1254-58, p. 135) Yorkshire の Sheriff に、二〇 liberate の土地保有者あるいは二〇ポウンドの価値ある騎士封保有者で絞勲されていない者全員の絞勲を命ずる。

(八) 一二五六年四月一三日 (Close Rolls, 1254-56, p. 293, 418) Sheriff に、一五 liberate の土地を騎士封として保有する者で絞勲されていない者全員の絞勲を命ずる。

(九) 一二六〇年六月四日 (Close Rolls, 1259-61, p. 171) Sheriff に、三〇 liberate の土地保有者の絞勲を命ずる。

(一〇) 一二六二年五月 (Close Rolls, 1261-64, p. 125) Cum-

berland の Sheriff に、二〇ポウンドの騎士封保有者か二〇 liberate の土地保有者全員の強制絞勲を命ずる。

(一) 一二六五年四月一五日 (Close Rolls, 1264-68, p. 110) Somerst 及び Dorset の Sheriff に(一)と同一の命令。